

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により平成21年度に執行した監査（行政監査：テーマ「調査研究業務の外部委託について」）について、同条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年4月22日

奈良県監査委員 廣 野 隆 信

同 南 田 昭 典

同 井 岡 正 徳

同 高 柳 忠 夫

監査の結果

(1) 個人情報の保護について

アンケート回答者の住所や氏名など個人情報を委託業者が取り扱っていたが、その保護に必要な措置が執られていなかった。

奈良県個人情報取扱事務委託基準に基づき、委託契約書に個人情報取扱特記事項を記載し、委託業者に個人情報の適正な取り扱いを求める必要がある。

(H20 奈良公園活性化事業（道交分） 第2-委-2号 987千円)

(2) 債務負担行為の設定について

当該委託事業は、翌年度も継続が予定されており、プロポーザル技術提案依頼書にもその旨が記載されていたが、債務負担行為が設定されていなかった。

複数年度にわたる継続事業を執行する場合は、地方自治法第214条の規定により、予算で債務負担行為として定める必要がある。

(H20 橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託 8,378千円)

措置の内容

(1) 個人情報の保護について

土木部

「奈良公園活性化事業」（道路・交通環境課）

今後、個人情報を取り扱う業務を委託する契約を締結する際は、「奈良県個人情報取扱事務委託基準」に従い、同基準別記の「個人情報取扱特記事項」について契約書等の書面に明記し委託先に周知徹底するなど、適正な事務処理を行うこととする。

(2) 債務負担行為の設定について

土木部

「橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託」（道路管理課）

橋長15m未満の橋梁に関しての長寿命化修繕計画を、平成22・23年度の複数年度で策定するため、平成22年度予算要求時に、平成23年度設定の債務負担行為予算を確保した。

債務負担行為予算を活用のうえ、複数年度契約を締結し事業を執行しており、今後も適正な会計処理に努めていく。